

# 資料4

日 薬 業 発 第 408 号  
令和 2 年 12 月 24 日

都道府県薬剤師会会长 殿

日本薬剤師会  
会長 山本 信夫  
(会長印省略)

## 令和3年度政府予算案および税制改正の大綱（閣議決定）について

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省関係（医薬・生活衛生局、医政局等）の令和2年度予算概算要求につきましては、令和2年10月6日付け日薬業発第307号にてお知らせしたところですが、令和3年度政府予算案（別添1～3）および税制改正の大綱（別添4、5）が令和2年12月21日に閣議決定されましたのでお知らせいたします。

令和3年度予算案は、全体で106兆6,097億円（対前年度3兆9,517億円の増額）となり、社会保障関係費は32兆7,928億円を占めています。

税制改正については、セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度が5年間の延長、税制対象医薬品の範囲拡大および手続きの簡素化が示されております。

なお、令和3年度予算概算要求（医薬・生活衛生局関係）における、①新たな日常にも対応する処方箋の電子化に向けたシステム構築、②薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討（ICTを活用した業務等に係る薬剤師の資質向上）、③全国薬局機能情報提供制度の全国統一的な検索サイトの構築、については、12月15日に閣議決定された令和2年度第三次補正予算案にて対応されております（日薬業発第393号参照）ので、併せてご確認ください。

取り急ぎ、関係部分の資料をお送りいたしますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

＜別添＞

1. 令和3年度医薬関係予算案の概要（厚生労働省医薬・生活衛生局）

2. 令和3年度薬剤師・薬局関係予算案の概要（厚生労働省医薬・生活衛生局総務課）
3. 令和3年度予算案の概要（厚生労働省医政局）
4. 令和3年度税制改正の大綱の概要
5. 令和3年度税制改正の大綱 <抄>
6. 令和3年度厚生労働省関係税制改正について<抄>

※令和3年度厚生労働省所管予算案および税制改正の大綱の全体版の資料は、以下のURLから閲覧・ダウンロードが可能です。

①令和3年度厚生労働省所管予算案関係（概要、主要事項）

厚生労働省トップページ > 政策について > 予算および決算・税制の概要 > 予算  
> 令和3年度厚生労働省所管予算案関係

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/21syokanyosan/index.html>

②令和3年度税制改正の大綱

財務省トップページ > 税制 > 毎年度の税制改正 > 税制改正の概要

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/index.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html)

## 令和3年度医薬関係予算案の概要

令和3年度予算案

9, 387百万円

令和2年度予算額

8, 837百万円

対前年度増減額

549百万円

(対前年度：106.2%)

併せて、令和2年度第三次補正予算案において、6, 407百万円  
を計上

※計数については、整理上、変更がありうる。

※ [ ] 内の記載は、令和2年度第三次補正予算案。

- I 新型コロナウイルス感染症の流行を受けたポストコロナ時代を見据えた対応
- II 医薬品・医療機器等の迅速な提供
- III 医薬品・医療機器等の安全対策の推進
- IV 薬剤師・薬局の機能強化等
- V 薬物乱用対策の推進
- VI 血液事業の推進
- VII 適切な承認審査や安全対策の在り方に関する研究（レギュラトリーサイエンス研究等）の推進

## I 新型コロナウイルス感染症の流行を受けたポストコロナ時代を見据えた対応

698百万円(新規)

併せて、令和2年度第三次補正予算案において、5, 140百万円を計上

### 1. 妊娠と薬情報センターの高度化 111百万円(新規)

新型コロナウイルスに関しては、その感染又は感染による薬物治療が妊婦に与える影響など明らかになっていないことが多い。多くの妊産婦からの相談に迅速に対応できるよう、「妊娠と薬情報センター」における相談の申込みを電子化するとともに、妊産婦における医薬品の使用実態や予後等のエビデンスの創出を加速化させるため、レジストリの研究体制を構築する。

### 2. 薬物乱用防止に資する新たなデジタル広報の実施 30百万円(新規)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、薬物乱用防止に資する各種啓発運動が相次いで中止となつたため、若年層の大麻汚染が広がる中、憂慮すべき状況となっている。このため、集会型によらない新たな広報啓発の方法として、デジタル世代の若年層等をターゲットにした、インターネットサイト内での行動に応じた効果的な広報啓発を実施する。

### 3. 医薬品等の輸入確認手続のオンライン化 557百万円(新規)

新型コロナウイルス感染症の流行により、消毒液や体温計等の輸入確認証の申請件数が増加する中、迅速に輸入確認手続を処理するとともに、海外から輸入される未承認医薬品等による健康被害を防止するため、各地方厚生局などの関係機関が輸入確認証の発給状況を共有し、効率的・効果的な監視指導が実施できるよう、輸入確認証の申請から発給までの手續をオンライン化するためのシステムを整備する。

## 【令和2年度第三次補正予算案】

### 1. 新たな日常にも対応する処方箋の電子化に向けたシステム構築

3, 803百万円(新規)

経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）において「電子処方箋について、既存の仕組みを効率的に活用しつつ、2022年夏を目途に運用を開始する」とされていることから、オンライン資格確認の基盤を活用し、処方・調剤業務の効率化のほか、重複投薬の防止等にも資する電子処方箋管理システムを開発するとともに、全国の医療機関・薬局やそのシステムベンダーに対して、電子処方箋導入のための説明会、周知広報等を実施する。

**2. 薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査検討事業（ＩＣＴを活用した業務等に係る薬剤師の資質向上）** 32百万円(新規)

新型コロナウイルス感染拡大防止対策等に資するため、ICTを活用した業務について、医療の安全を確保しつつ、適切に実施するために必要な薬剤師の知識、技能及びその研修の在り方の調査・検討を実施する。

**3. 新型コロナワクチンの品質等の確保のための基準等の策定**

50百万円(新規)

今後実用化が見込まれる新しい技術を用いた新型コロナワクチンについて、化学的、生物学的な分析を行い、その解析結果に基づき、品質確保のための基準やワクチン製造に関するガイドラインの策定を行う。

**4. 新規消毒剤の承認申請ガイドラインの整備**

12百万円(新規)

消毒剤の供給不足を踏まえ、今後の新型コロナウイルス感染症の再拡大に備え、新規有効成分を用いた消毒剤が適切に評価され、市場に供給されるよう、新規消毒剤の承認申請ガイドラインの策定等を行う。

**5. オンライン技術を用いた治験の信頼性確保**

40百万円(新規)

治験の効率性の向上や治験に係る負担の軽減、さらには新型コロナウイルス感染予防等の観点から、治験依頼者による実地でのデータの信頼性確認や治験参加者が来院して行うデータ収集等について、オンライン技術を活用する動きが加速しつつある。このため、国内外におけるオンライン技術を用いた治験の実例及び諸外国のガイドライン等の情報について調査を行い、オンライン技術を用いた治験における、データの信頼性確保等のガイダンスを作成する。

**6. 新型コロナウイルス感染症治療薬の緊急調査**

164百万円(新規)

新型コロナウイルス対策として、実際の臨床現場における診療実態を明らかにするMID-NET（医療情報データベース）を用いて、新型コロナウイルス感染症治療薬や候補薬について、処方実態調査や安全性調査を行い、候補となる治療薬等の探索を実施する。

**7. 医療機器等安全性情報報告制度の不具合報告の電子化事業オンライン化**

51百万円(新規)

新型コロナウイルス感染症の流行により、人工呼吸器や関連医療機器の使用数量が増大しているため、医療機器等の不具合による医療現場の混乱を回避し、適切かつ迅速な安全確保措置を実施する必要があることから、書面による不具合報告を電子化することで医療機関の負担を軽減し、不具合報告制度の効率的な運用を図る。

## 8. 治療薬として用いられる特殊免疫グロブリン製剤の供給体制整備

989百万円(新規)

新型コロナウイルス感染症の治療として、回復者の血漿を用いた特殊免疫グロブリン製剤が期待されていることから、回復者からの血漿確保体制及び製造体制の整備を行う。

## II 医薬品・医療機器等の迅速な提供

3,294百万円 → 3,249百万円

### 1. 医薬品・医療機器等申請・審査システム等の改修

242百万円→199百万円

行政手続の簡素化、迅速化及び事業者の負担軽減を図るため、引き続き、政府のデジタルガバメント実行計画に沿って、薬事に関する申請・届出を  
(※) オンライン化するためのシステム改修を行う。

※ 届出については令和3年度、申請については令和4年度からオンラインによる書類提出を開始する予定

### 2. AI等の先端技術を活用したプログラム医療機器の評価手法の確立

29百万円(新規)

従来の医療機器とは異なる市販後のアップデートを前提としたプログラム医療機器の早期実用化を実現するためには、有効性及び安全性の評価の在り方を検討することが急務になっているため、海外におけるAI等の先端技術を利用したプログラム医療機器の開発動向やその特性を把握し、改正薬機法に基づく新しい承認制度（IDATEN）(※) を活用した評価手法等を検討する。

※ IDATENとは、改良が見込まれている医療機器について、変更計画を審査の過程で確認し、計画された範囲の中で迅速な承認事項の一部変更を認めることにより、継続した改良を可能とする承認制度

### 3. アジア諸国との医薬品・医療機器規制調和等の推進

180百万円→196百万円

PMDAが実施する海外規制担当者向けセミナー等によりアジア諸国の医薬品・医療機器規制調和を推進するとともに、国際的な連携強化を図るため、途上国等で調達される医薬品等を審査するWHOの事前認証（PQ）制度において、PMDAの審査・査察結果が活用されるよう、PMDAとWHOの協働関係を構築する。

#### 4. スイッチOTC化の推進

10百万円→40百万円

スイッチOTC化の検討の過程で挙げられた課題を整理し、スイッチOTC化を検討する際の有用な情報として、諸外国における医薬品承認制度や薬局・薬剤師等の販売体制、国民の医薬品に対する知識・認識等のスイッチOTC化を取り巻く環境等の情報を調査・収集し、それらの情報を参考にしながら課題の解決策等を検討する。

#### 5. その他の主な予算

##### 1) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対する運営費交付金（医薬・生活衛生局計上分）2,064百万円→2,031百万円

独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対して、医薬品等に係る審査・安全対策等の実施に要する経費を交付する。

##### 2) 革新的な医療機器等に係る評価方法の国際標準化の推進

145百万円→138百万円

革新的な医療機器等の早期実用化とグローバル市場への普及に向けて重要な評価方法の国際標準化を図るため、世界に先駆けて日本発の革新的な医療機器等の有効性・安全性に係る評価方法を策定・確立するための研究を実施するとともに、国際会議に参加し、評価方法について提案を行う。

### III 医薬品・医療機器等の安全対策の推進

995百万円 → 861百万円

併せて、令和2年度第三次補正予算案において、823百万円を計上

#### 1. 医療情報データベース活用推進事業（医療情報データベースの活用推進に向けた環境整備）62百万円（新規）

医薬品の安全対策の高度化に寄与する医療情報データベースの利活用を推進するため、安全性情報を的確に得るために副作用情報等の標準化の推進、アウトカム定義（※）について検討・共有するためのコンソーシアムの設置等を行う。

※アウトカム定義とは、目的とする有害事象（アウトカム）を特定するために必要とされる条件のことをいう。

#### 2. 高齢者における医薬品の安全使用の推進 20百万円→12百万円

ポリファーマシー（※）対策の好事例を参考にして作成する医療機関（病院・薬局）で応用可能なモデル・手順書について、特定の医療機関でモデル的に運

用し、ポリファーマシー対策の効果と課題を検証する。

※ポリファーマシーとは、多剤服用の中でも害をなすものを指し、単に服用する薬剤が多いことではなく、それに関連して薬物有害事象のリスク増加、服薬過誤、服薬アドヒアラנס低下等の問題につながる状態をいう。

### 3. その他の主な予算

#### 1) M I D-N E T を活用した医薬品等の安全対策の推進

459百万円→373百万円

医薬品等の安全対策を推進するため、M I D-N E T（医療情報データベース）を用いた薬剤疫学的解析により、行政における医薬品の安全対策の高度化を図るとともに、頻度の低い副作用の検出が可能となるよう、他の医療情報データベースとの連携等によるデータ規模の拡充に向けた環境の整備等を行う。

#### 2) 小児における医薬品等の安全対策の充実

97百万円→95百万円

小児に投与される医薬品等の副作用情報を幅広く把握するため、小児医療機関ネットワークを活用したデータベースシステムの運用を行い、医薬品の小児への投与に関する情報を収集し、安全性情報の解析を行う。

### 【令和2年度第三次補正予算案】

#### 1. M I D-N E Tにおける遠隔利用環境等の整備事業 793百万円(新規)

M I D-N E Tシステムを改修し、PMDAオンサイトセンターに利活用者が訪問することなく、遠隔でデータ解析等ができる環境及びM I D-N E T協力医療機関にPMDAが訪問することなく遠隔でデータの信頼性を確保し、適切にシステムの運用保守ができる環境等を整備する。

#### 2. 副作用報告及び副反応疑い報告に係る電子的共有事業 30百万円(新規)

PMDAに報告された医薬関係者からの副作用報告及び副反応疑い報告について、製造販売業者との情報共有サイトを介して、電子的に情報共有を行う仕組みを構築する。

#### IV 薬剤師・薬局の機能強化等

173百万円 → 147百万円

併せて、令和2年度第三次補正予算案において、134百万円を計上

##### 1. 薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査検討事業（卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討） 32百万円（新規）

画期的な新薬の開発などの医療の変化に対応した業務を薬剤師が適切に実施するための研修に向けた取組として、近年のチーム医療の進展や薬物療法の高度化・複雑化等に対応するため、免許取得後の薬剤師に対し、医療機関等で卒後研修を行うモデル事業の実施及び全国で用いられる共通のカリキュラムの作成のための調査・検討を実施する。

##### 2. 薬剤師確保のための調査・検討 24百万円（新規）

医療機関、薬局の薬剤師の地域偏在等に対応するため、各都道府県における薬剤師を確保するための取組事例等を収集し、その内容を踏まえて薬剤師の偏在状況と課題を把握することにより、地域偏在等に対応するための効果的な方策等を調査・検討する。

##### 3. 成育医療等分野の薬物療法に係る地域の連携体制構築 6百万円（新規）

地域における医療的ケア児等に対する専門性の高い薬剤師の養成及び小児分野の医療機関等と薬局との連携体制構築に向けた取組を支援する。

##### 4. その他の主な予算

- 1) 薬局におけるヒヤリ・ハット事例の収集・分析 71百万円→63百万円  
薬局における医療安全の確保を図るため、ヒヤリ・ハット事例等を収集し、集積した情報の分析・評価を行う。

#### 【令和2年度第三次補正予算案】

##### 1. 全国薬局機能情報提供制度の全国統一的な検索サイトの構築

134百万円（新規）

薬局機能情報については、都道府県ごとに検索サイトを作成して情報を公表しているが、検索機能等にばらつきがあることや、全国の薬局情報を一括での検索ができない状況にあるため、全国統一的な検索サイトを構築する。また、外国語やスマートフォンへの対応を含めた薬局に関する情報提供の充実を図る。なお、本事業は、全国の病院等を検索できる医療情報サイトの基盤構築と併せて実施する。

## V 薬物乱用対策の推進

547百万円 → 581百万円

違法薬物の大量密輸事犯等が相次いでいる状況を踏まえ、全国規模での捜査情報の共有・分析を可能にするシステムを構築することにより麻薬取締部の捜査能力を強化する等、麻薬取締部の体制の充実を図る。

## VI 血液事業の推進

136百万円 → 132百万円

併せて、令和2年度第三次補正予算案において、309百万円を計上

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、血液製剤の安全性の向上や安定供給の確保等を図るため、引き続き、未知の感染症等の新たなリスクに迅速に対応するための体制整備や献血の普及・啓発等を実施する。

また、特定フィブリノゲン製剤等の納入医療機関に対し、引き続き当該製剤の被投与者の確認を進めるよう促すとともに、投与事実の告知がなされていない所在不明者の連絡先調査を実施する。

### 【令和2年度第三次補正予算案】

#### 1. 医療機関が保有するカルテ等の確認作業

309百万円(新規)

新型コロナウイルスの感染拡大への対応により、フィブリノゲン製剤等の被投与者の確認作業が進んでいない医療機関に代わり、厚生労働省がカルテ等の確認を行う。

## VII 適切な承認審査や安全対策の在り方に関する研究（レギュラトリーサイエンス研究等）の推進

1,391百万円 → 1,430百万円

革新的医薬品も含めた医薬品・医療機器等について、開発から承認審査、市販後安全対策に至るまでの規制の研究等を推進することで、その適切な評価方法を開発し、実用化への道筋を明確化し、科学技術と社会的要請の調和を推進する。

## 令和3年度薬剤師・薬局関係予算案の概要

令和3年度予算案 218百万円

令和2年度第三次補正予算案 3,970百万円

令和2年度予算額 239百万円

### I 令和3年度予算案

(2年度予算額) (3年度予算案額 □  
百万円 百万円)

#### 1 薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討

(卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討) 32 (新規)

画期的な新薬の開発などの医療の変化に対応した業務を薬剤師が適切に実施するための研修に向けた取組として、近年のチーム医療の進展や薬物療法の高度化・複雑化等に対応するため、免許取得後の薬剤師に対し、医療機関等で卒後研修を行うモデル事業の実施及び全国で用いられる共通のカリキュラムの作成のための調査・検討を実施する。

#### 2 薬剤師確保のための調査・検討

24 (新規)

医療機関、薬局の薬剤師の地域偏在等に対応するため、各都道府県における薬剤師を確保するため、取組事例等を収集し、その内容を踏まえて薬剤師の偏在状況と課題を把握することにより、地域偏在等に対応するための効果的な方策等を調査・検討する。

#### 3 災害時における薬剤師の対応体制の整備

6 → 6

地震や豪雨等の大規模災害時に円滑かつ迅速に医薬品を提供できるよう、地域における連携体制構築のための検討会等を開催する。

#### 4 成育医療等分野の薬物療法に係る地域の連携体制構築 6 (新規)

地域における医療的ケア児等に対する専門性の高い薬剤師の養成及び小児分野の医療機関等と薬局との連携体制構築に向けた取組を支援する。

#### 5 認定薬局等の整備促進 40 → 8

認定薬局制度のうち専門医療機関連携薬局に関して、薬局に勤務する薬剤師を対象にした、がんの専門性の高い薬剤師の養成を進めるため、医療機関等における実践的な研修を確保するための体制構築を支援する。

#### 6 医療情報化等の推進 5 → 4

電子版お薬手帳のフォーマットや機能追加に関する検討等を行う。

#### 7 一般用医薬品等の販売状況の調査 4 → 4

今後セルフメディケーションの推進を図るに当たって、一般用医薬品等の安全かつ適切な使用に必要な施策を検討するための基礎資料とするため、一般用医薬品等の販売実績や販売経路等に関する実態調査を実施する。

#### 8 一般用医薬品適正使用推進のための研修 5 → 5

登録販売者が消費者の状況に応じてより適切に対応できるよう、研修プログラムの作成及び研修や指導が行える登録販売者の育成を行う。

#### 9 医薬品適正使用の普及啓発 5 → 5

「薬と健康の週間」（10月17日～22日）に合わせて、かかりつけ薬剤師・薬局及び医薬品の適正使用等について、広く国民に普及啓発するためのポスター等を作成する。

#### 10 薬局医療安全対策の推進 71 → 63

薬局における医療安全の確保を図るため、ヒヤリ・ハット事例等を収集し、集積した情報の分析・評価を行う。

#### 11 薬剤師の養成

##### ○薬剤師養成問題等の検討 1 → 1

薬剤師の再教育講習会の開催や薬剤師養成に係る諸課題の検討を行う。

##### ○薬剤師生涯教育の推進 8 → 8

薬剤師の機能強化・専門性向上に資するために必要な知識、技能等の習得のための研修プログラムの作成及び指導を行うことができる薬剤師の育成を行う。

#### 12 医師等免許登録管理システム 1 → 16

国民が医療を受ける際の適切な選択に資するため、厚生労働省ホームページ上で氏名等により薬剤師資格の有無等の確認を行えるシステムの管理運用を行う。

**13 医薬品等インターネット販売監視体制の整備** 45 → 36

偽造医薬品及び危険ドラッグなどを含む違法な広告・販売を行う国内外のインターネットサイトを発見し、警告や削除要請を行う。

**14 全国薬局機能情報提供制度事業（第三次補正に計上）** 6 → 0

**(参考) 他局関係予算**

○ 医薬分業推進支援センターの施設・設備整備費（健康局）

（令和〇年度予算案額 □〇億円の内数）

使用頻度の低い医薬品の備蓄と薬局への譲渡、医薬品情報の収集・提供、休日・夜間時の調剤などの業務を行う薬剤師会（法人）が設置する医薬分業推進支援センターの施設及び設備に要する経費の補助を行う。

○ 地域医療介護総合確保基金による医療・介護提供体制改革

（医政局）薬剤師・薬局部分抜粋

（令和〇年度予算案額 □〇〇億円の内数）

地域医療介護総合確保基金により、各都道府県の病床の機能分化・連携に必要な基盤整備、在宅医療の推進、医療従事者等の確保・養成、勤務医の働き方改革の推進に必要な事業を支援する。

（参考）【薬剤師・薬局関連対象事業】

・在宅医療を推進するために必要な事業

訪問薬剤管理指導を行おうとする薬局への研修や実施している薬局の周知、在宅医療における衛生材料等の円滑供給の体制整備、人生の最終段階における医療に必要な医療用麻薬の円滑供給の支援等を行う。

・女性薬剤師等の復職支援のための事業

病院・薬局等での勤務経験がある薬剤師（特に女性）の復職支援を促進するため、地域薬剤師会において、地域の病院・薬局等と連携した復職支援プログラムの実施を支援する。

・地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援のための事業

地域薬剤師会において、求職希望の薬剤師の氏名、勤務希望地域、勤務条件などを登録し、薬剤師の確保が困難な、地域包括ケア等を担う病院・薬局からの求めに対して、周辺地域に勤務する薬剤師の緊急派遣などの協議・調整を行うための体制整備を支援する。

○ 病院薬剤師を活用したタスク・シフティング推進事業（医政局）

（令和〇年度予算案額 □〇〇億円）

病院薬剤師を活用した医師等からのタスク・シフティングにかかる先進的な

取組を収集し、その好事例を全国に共有することにより、医師等の働き方改革の推進を図る。

○ レセプトを活用した医療扶助適正化事業（社会・援護局）

（令和〇年度予算案額 〇〇億円の内数）

生活保護受給者の医療扶助における不適切な重複処方等の適正化を推進するため、レセプトを活用し、服薬管理を行う等の事業を推進する。

○ 認知症のケアに関わる人材の育成と介護サービス基盤の整備（社会保障の充実）

（老健局）

（令和〇年度予算案額 介護分：〇〇億円の内数）

認知症ケアに携わる医療・介護従事者等に対して必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者等に対するサービスの質の向上等を図る。

## II 令和2年度第三次補正予算案

### 1. 新たな日常にも対応する処方箋の電子化に向けたシステム構築

**3,803百万円（新規）**

経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）において「電子処方箋について、既存の仕組みを効率的に活用しつつ、2022年夏を目途に運用を開始する」とされていることから、オンライン資格確認の基盤を活用し、処方・調剤業務の効率化のほか、重複投薬の防止等にも資する電子処方箋管理システムを開発するとともに、全国の医療機関・薬局やそのシステムベンダーに対して、電子処方箋導入のための説明会、周知広報等を実施する。

### 2. 薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討

（ICTを活用した業務等に係る薬剤師の資質向上）

**32百万円（新規）**

新型コロナウイルス感染拡大防止対策等に資するため、ICTを活用した業務について、医療の安全を確保しつつ、適切に実施するために必要な薬剤師の知識、技能及びその研修の在り方の調査・検討を実施する。

### 3. 全国薬局機能情報提供制度の全国統一的な検索サイトの構築

**134百万円（新規）**

薬局機能情報については、都道府県ごとに検索サイトを作成して情報を公表しているが、検索機能等にばらつきがあることや、全国の薬局情報を一括での検索ができない状況にあるため、全国統一的な検索サイトを構築する。また、外国語やスマートフォンへの対応を含めた薬局に関する情報提供の充実を図る。なお、本事業は、全国の病院等を検索できる医療情報サイトの基盤構築と併せて実施する。

#### （参考）他局関係

##### 1) 医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援

**858億円の内数**

現下の感染拡大の影響を踏まえた緊急的臨時的な対応として、歯科を含む保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者・助産所における感染拡大防止等の支援を行う。

##### 2) 小児科等への支援や新型コロナウイルス感染症からの回復患者の転院支援に係る診療報酬上の特例的な対応

**71億円の内数**

未就学児の外来患者の感染防止に要する対応を評価する観点から、診療報酬の特例的な評価を行う。また、新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入

院管理が必要な患者を受け入れる医療機関において、必要な感染予防策を講じる場合の診療報酬の特例的な評価を行う。

# 令和3年度 予算案の概要

## (厚生労働省医政局)

令和3年度 予算案 (A)	2, 239億49百万円
	[うち、東日本大震災復興特別会計 54億50百万円]
令和2年度 第三次補正予算案 (B)	1, 275億59百万円
(A) + (B) =	3, 515億 8百万円
令和2年度 当初予算額 (C)	2, 231億50百万円
(A) との差引増減額	7億99百万円 (対前年度比: 100.4%)
(A) + (B) との差引増減額	1, 283億58百万円 (対前年度比: 157.5%)

(注) 計数には、厚生労働科学研究費補助金等は含まない。

(注) 令和2年度当初予算額は、臨時・特別の措置(32億円)及び独立行政法人国立病院機構運営費交付金(150億円)を除く。

### 令和3年度 予算案における厚生労働省医政局の主な施策①

#### ○ 地域医療構想の実現に向けた取組の推進

- ・地域医療介護総合確保基金 851億円
- ・病床機能再編支援事業 ※ [195億円]
- ・医療機能の分化・連携に向けた具体的対応方針に対する病院支援事業 1. 5億円
- ・入院・外来機能の分化・連携推進に向けたデータ収集・分析 2. 5億円
- ・かかりつけ医機能の強化・活用にかかる調査・普及事業 0. 5億円
- ・地域医療構想・医師偏在対策推進支援事業 0. 8億円 等

#### ○ 医師の地域間・診療科間偏在の解消など医師偏在対策の推進

- ・認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業 4. 1億円
- ・総合診療医の養成支援等 10億円
- ・医師等の地域偏在・診療科偏在対策に向けた調査 0. 3億円 等

#### ○ 医師・医療従事者の働き方改革の推進

- ・勤務医の労働時間短縮の推進 ※ [95億円]
- ・働きやすく働きがいのある職場づくりに向けた環境の整備 20億円
- ・新たな制度設計等への支援 5. 8億円
- ・組織マネジメント改革の推進等 3. 6億円

※地域医療介護総合確保基金の内数

## 令和3年度 予算案における厚生労働省医政局の主な施策②

### ○ ウィズコロナ時代に対応した医療提供体制の構築

・独立行政法人福祉医療機構の医療貸付事業等	※貸付原資として 1. 69兆円財政融資
・遠隔医療設備整備事業	6. 0億円
・新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒後フォローアップ研修事業	0. 3億円
・「医療のお仕事 Key-Net」等を活用した医療人材の確保	0. 7億円
・新興・再興感染症対応にかかる国立国際医療研究センターの体制強化	13億円
・災害医療体制の推進	34億円
・ドクターヘリ導入促進事業	75億円
・救急・周産期医療体制などの推進	456億円

### ○ データヘルス改革の推進

4. 5億円

### ○ 高い創薬力及び医療機器開発力を持つ産業構造への転換

12億円

### ○ 医療分野の研究開発の促進

381億円

### ○ 医療の国際展開の推進

24億円

## 令和2年度 第三次補正予算案における 厚生労働省医政局関連の主な施策

### ○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止

・診療・検査医療機関の感染拡大防止等の支援	212億円
・医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援	858億円
・医療資格者等の労災給付の上乗せを行う医療機関等への補助	0. 8億円
・医療機関等情報支援システム(G-MIS)の機能拡充等	15億円
・遠隔医療設備整備事業	3. 7億円
・国立病院機構における医療提供体制の整備等	102億円
・医療技術実用化総合促進事業(国際共同臨床研究実施推進プログラム)	2. 0億円
・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による支援[健康局予算案]	1. 2兆円
・新型コロナ患者相談・受入れ施設に対する電話通訳サービス事業[健康局予算案]	3. 0億円
・医療・福祉事業者への資金繰り支援[社会・援護局予算案]	1, 037億円

### ○ デジタル改革の実現

・保健医療情報拡充システム開発事業	10億円
・看護師等養成所におけるICT等の整備	3. 2億円

### ○ 経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上

・マスク等国内生産・輸入実態把握等のための調査事業	0. 5億円
・医薬品安定確保のための原薬等設備整備の支援	30億円

### ○ 防災・減災、国土強靭化の推進など安全・安心の確保

・令和2年7月豪雨等による災害対応	5. 8億円
・医療施設の防災対策	16億円

# 主要施策

## I. 人口減少・高齢化やウィズコロナ時代に対応した医療提供体制の構築

我が国における中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、質の高い効率的な医療提供体制を構築するため、国・都道府県等・医療現場が相互に連携しながら、入院医療・外来医療・在宅医療等の体制確保、医師偏在対策・医師の働き方改革などを一体的に推進する。

### ① 地域医療構想の実現に向けた取組の推進

2025 年に向けて、質が高く効率的な医療提供体制を構築していくため、各都道府県において、地域医療構想の実現に向けた病床の機能分化・連携の推進や在宅医療等の充実、医師確保計画に基づく医師偏在対策等、各種事業を一体的に進めていくために必要な施策を講じる。また、各地域において、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた医療提供体制構築の議論を促す。

1	<b>地域医療介護総合確保基金</b>	公費 117, 866百万円 (国 85, 077百万円、地方 32, 789百万円)
---	---------------------	--

2025 年を見据えた地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携等に関する取組を進めるとともに、感染症対応の観点も踏まえた医療提供体制構築を推進するため、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

また、医療従事者の確保に関する事業について、今後の新興・再興感染症の拡大期に備えた各都道府県の準備・検討状況も踏まえつつ、感染防止対策等に関連する研修実施に対応できるよう支援を行う。

さらに、勤務医の働き方改革の推進のため、勤務環境改善に取り組む医療機関に対し地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

#### (参考) 地域医療介護総合確保基金の対象事業

##### ①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(事業区分Ⅰ)

公費 35, 000百万円(国 23, 333百万円、地方 11, 667百万円)

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備整備に対する助成を行う事業。

##### ②居宅等における医療の提供に関する事業(事業区分Ⅱ)

公費 49, 066百万円(国 32, 710百万円、地方 16, 355百万円)の内数

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う事業。

③医療従事者の確保に関する事業(事業区分IV)

公費 49,066百万円(国 32,710百万円、地方 16,355百万円)の内数

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する事業。

④勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業(事業区分VI)

公費 14,300百万円(国 9,533百万円、地方 4,767百万円)

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して助成を行う事業(勤務医の労働時間短縮の推進)。

**病床機能再編支援事業**

**2**

**19,500百万円**

**※地域医療介護総合確保基金の内数**

地域医療構想の実現に向け、今後、重点支援区域等における医療機関の病床機能の再編等に関する議論を進めていく中で、地域の医療機関が再編に伴う財政的な課題に対応できるよう支援規模の拡充を図った上で、消費税財源を充当し、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」等と一体的に実施するため、次期通常国会に関連法案を提出し、地域医療介護総合確保基金の事業に位置づける。

**医療機能の分化・連携に向けた具体的対応方針に対する病院支援事業**

**3**

**147百万円**

地域医療構想の実現に向けて、感染症対策の視点も踏まえつつ、2025年において達成すべき医療機能となるよう再編等による病床の機能分化・連携を推進するため、重点支援区域を拡充するとともに、国による助言や集中的な支援を引き続き行う。

**入院・外来機能の分化・連携推進に向けたデータ収集・分析**

**4**

**247百万円**

病床機能の分化・連携の促進に向けた病床機能報告を引き続き実施するほか、外来機能の分化・連携の取組に向け、必要なデータ収集・分析を行う。

**5****かかりつけ医機能の強化・活用にかかる調査・普及事業【新規】****46百万円**

新型コロナウイルス感染症の流行が見られるなかで、かかりつけ医機能の重要性が再認識されている。医療関係団体等による、かかりつけ医機能強化の取組に係る情報を収集するとともに、かかりつけ医機能に係る好事例の横展開等を行う。

**6****地域医療構想・医師偏在対策推進支援事業****79百万円**

地域医療構想の実現及び医師偏在の解消に向けた取組を一体的に進めるため、厚生労働省、都道府県、地域医療構想アドバイザーなど関係者が、国の方針や地域の実情について情報共有、意見交換を行う場を開催する等、各地域における取組の推進や課題解決に向けた支援を行う。

## ② ウィズコロナ時代に対応した医療提供体制の構築

できる限り住み慣れた地域で、その人にとって適切な医療サービスが受けられる社会の実現に向け、新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえ、一般医療も含む医療提供体制の整備のための取組を推進する。

### 【令和2年度第三次補正予算案】

#### ○ 診療・検査医療機関の感染拡大防止等の支援

**212億円**

現下の感染拡大の影響を踏まえた緊急的臨時的な対応として、診療・検査医療機関における感染拡大防止等の支援を行う。

#### ○ 医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援

**858億円**

現下の感染拡大の影響を踏まえた緊急的臨時的な対応として、歯科を含む保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者・助産所における感染拡大防止等の支援を行う。

#### ○ 医療資格者等の労災給付の上乗せを行う医療機関等への補助

**82百万円**

新型コロナへの対応を行う医療機関等において、勤務する医療資格者等が感染した際に労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部を補助する。

#### ○ 医療提供体制構築を支援する医療機関等情報支援システム（G-MIS）の機能拡充等

**1,538百万円**

緊急事態において、医療機関等に対して円滑にマスク等の物資を配布することや、各地域で病床を円滑に確保できる体制等を整えるため、医療機関等の各種情報を、効率的かつ横断的に把握できる調査・報告のプラットフォームとして改修する。

- 看護師等養成所における ICT 等の整備 315百万円  
新型コロナウイルス感染症の影響により、看護師等養成所において遠隔授業や ICT を活用した教育体制整備が必要な実情を踏まえ、財政支援を行う。
- 国立病院機構における医療提供体制の整備 9, 346百万円  
国立病院機構において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応する体制を整備するため、必要な医療機器等の設備整備に対する支援を行う。
- 国立病院機構における新型コロナウイルス感染症対応にかかる研修事業 894百万円  
国立病院機構において、広く地域の医療機関等の関係者に対し、地域の実情に応じた新型コロナウイルス感染症対応にかかる研修を実施するために必要な支援を行う。
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による支援 1. 2兆円  
[健康局予算案に計上]  
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を増額し、引き続き、都道府県が地域の実情に応じて行う、重点医療機関等の病床確保や軽症者の宿泊療養施設の確保、外国人対応の充実などを支援し、医療提供体制等の強化を図る。
- 新型コロナウイルス感染症患者相談・受入れ施設に対する電話通訳サービス事業 296百万円  
[健康局予算案に計上]  
外国人患者を受け入れる医療機関等に対して、多言語の電話通訳サービスを提供する。

### 独立行政法人福祉医療機構の医療貸付事業等

1

※貸付原資として1. 69兆円を財政融資

[社会・援護局において要求]

医療法人や社会福祉法人等に対して、医療機関や社会福祉施設等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、医療の普及及び向上並びに社会福祉の増進を図る。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により休業した又は事業を縮小した医療・福祉事業者の資金繩りを支援するため、無利子・無担保等の危機対応融資を引き続き実施する。

### 【令和2年度第三次補正予算案】

- 医療・福祉事業者への資金繩り支援 1, 037億円  
[社会・援護局予算案に計上]  
新型コロナウイルス感染症の影響により休業した又は事業を縮小した医療・福祉事業者の資金繩りを支援するため、独立行政法人福祉医療機構による無利子・無担保等の危機対応融資を引き続き実施するとともに、審査体制の拡充等を行う。

**2****遠隔医療設備整備事業****600百万円**

都道府県を通じて、かかりつけ医によるオンライン診療を含め、遠隔医療（遠隔病理診断・遠隔画像による診断及び助言・在宅患者に対する遠隔診療）の実施に必要なコンピューター機器・通信機器等の整備に対する補助を実施する。

**【令和2年度第三次補正予算案】****○ 遠隔医療設備整備事業****365百万円****3****新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒後フォローアップ研修事業【新規】****26百万円**

新型コロナウイルス感染症の影響により、基礎教育において、修了要件は満たしつつも、経験が不足している臨床現場での学びを補うとともに、リアリティショックを低減し早期離職を防止することを目的として、就業先の新人看護職員研修では補えない領域や分野等の臨床現場での体験学習を主とする研修を実施するための必要経費を支援する。

**4****「医療のお仕事 Key-Net」等を活用した医療人材の確保【新規】****73百万円**

新型コロナウイルス感染症に対応する中、医療従事者の確保が困難な地域においても、地域医療を支える医療機関・保健所などにおける必要な医療人材を迅速に確保することができるよう、令和2年度に開設した、医療機関・保健所等の人材募集情報と求職者のマッチングを行うWebサイト「医療のお仕事 Key-Net」の運用を行う。

**5****新興・再興感染症対応にかかる国立国際医療研究センターの体制強化【一部新規】****1,272百万円**

新興・再興感染症の流行は国民の健康のみならず社会・経済にも大きな影響を及ぼす。この被害を最小限に留めるために、国立国際医療研究センターにおいて、国立感染症研究所と互いに連携・補完しつつ、新興・再興感染症に関する臨床研究を推進し、診断薬、治療薬、ワクチンの開発に迅速に取り組むとともに、総合的対策を遂行する体制を構築する。

**14****看護職員の確保対策等の推進【一部新規】****250百万円**

令和元年11月の看護職員需給分科会中間とりまとめにおいて、看護職員確保対策の推進として、「新規養成」「定着促進」「復職支援」の3本柱とともに、「領域・地域別偏在の調整」も重要であることが明らかにされた。これを踏まえ、地域に必要な看護職員確保推進事業等の地域・領域別偏在対策に必要な支援等を行う。

**【看護職員の確保対策関係の予算の内訳】**

- |                              |        |
|------------------------------|--------|
| ・中央ナースセンター事業                 | 230百万円 |
| ・人生100年時代の看護職キャリア継続支援ツール作成事業 | 20百万円  |

**15****在宅医療の推進****28百万円**

地域包括ケアシステムを支える在宅医療を推進するため、在宅医療・訪問看護に係る専門知識や経験を豊富に備え、地域の人材育成を推進することができる講師を養成する。また、地域における先進的な事例の調査・横展開を行うなど、在宅医療の更なる充実を図る。

**16****人生の最終段階における医療・ケアの体制整備****118百万円**

人生の最終段階における医療・ケアを受ける本人や家族等の相談に適切に対応できる医師、看護師等の育成に加え、人生会議※を普及・啓発するため、国民向けイベントを行うなど、人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境整備を更に推進する。

※ 人生会議：人生の最終段階で希望する医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組。ACP（Advance Care Planning）の愛称。

**17****医療安全の推進****998百万円**

医療の安全を確保するため、医療事故調査結果を収集・分析し、再発防止のための普及啓発等を行う医療事故調査制度の取組を推進するために、引き続き医療事故調査・支援センターの運営に必要な経費を支援する。

医療機関のウェブサイトを適正化するため、虚偽または誇大等の不適切な内容を禁止することを含めた医療法改正を踏まえ、引き続きネットパトロールによる監視事業を実施し、医業等に係る情報提供の適正化を推進する。

### ③ 医療用物資や医薬品等の確保対策の推進

今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、今後とも感染症医療（検査、診察、治療）やクラスター対応等に必要となる医療用物資が円滑に供給されるよう、国による確保・備蓄・配布を継続して実施する。

また、医療現場において汎用され、必要不可欠な医薬品が感染症パンデミック発生時や海外での製造・輸出停止時に安定的に確保されるよう、国内製造所の整備等を推進する。

※ マスク等医療用物資の備蓄・医療機関等への配布については、令和2年度第一次補正・第二次補正予算の明許繰越による対応も含め検討。

#### 【令和2年度第三次補正予算案】

- マスク等国内生産・輸入実態把握等のための調査事業 50百万円  
感染防止に必要なマスク等の国内生産及び輸入の数量等について、正確な情報を把握するとともに、有事の際の供給確保計画を検討するため、数量やサプライチェーン等に関する調査を実施する。
- 医薬品安定確保のための原薬等設備整備の支援 3,000百万円  
海外依存度の高い原薬等を国内製造しようとする製薬企業等に対し、製造所の生産設備に係る費用を補助する。

## II. 医師の地域間・診療科間偏在の解消など医師偏在対策の推進

平成30年に成立した医療法・医師法改正法により、都道府県における実効的な医師確保対策を進めるため、令和元年度に各都道府県が「医師確保計画」を策定し、令和2年度より同計画に基づく医師偏在対策に取り組んでおり、この確実な実施に向け必要な施策を講じる。

令和2年度から医師少数区域等で勤務した医師の認定制度が開始した中で、認定を取得した医師が医師少数区域等において診療を継続するために必要な支援を行う。

### III. 医師・医療従事者の働き方改革の推進

2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間を短縮するとともに、地域での医療提供体制を確保するため、地域医療確保暫定特例水準の対象医療機関等の指定制度の創設や医師の追加的健康確保措置の義務化等を行う法案を次期通常国会に提出することを検討中。

また、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要かつ実効的な施策を講じるとともに、働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進、ICTや特定行為研修制度の更なる推進によるタスク・シフト等による業務改革を進めていくための、実効的な施策を講じる。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、今後の新興・再興感染症の拡大期において必要な医療提供体制を確保する観点からも、平時から医師の労働時間短縮や医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関を支援する。

#### 勤務医の労働時間短縮の推進(再掲・1ページ)

1

公費 14,300百万円(国 9,533百万円、地方 4,767百万円)

※地域医療介護総合確保基金の内数

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して助成を行う。

#### ① 働きやすく働きがいのある職場づくりに向けた環境の整備

1

##### 医療専門職支援人材確保・定着支援事業

10百万円

医師・看護師等の医療専門職から医師事務作業補助者や看護補助者等の医療専門職支援人材へのタスク・シフティングの推進を図るため、医療専門職支援人材の業務内容や魅力の紹介を行うとともに、定着支援に資する研修プログラムの開発や医療機関向けの研修等を行う。

2

##### Tele-ICU体制整備促進事業

546百万円

核となるICUに勤務する集中治療を専門とする経験豊富な医師が、連携するICU等に入院する複数の患者を集約的にモニタリングし、若手医師等に対し適切な助言等を行う。これらの体制整備に必要な設備や運営経費に対する支援を行う。

**3****妊産婦モニタリング支援事業**

655百万円

若手医師等、現場の医師の勤務環境を改善するため、核となる周産期母子医療センターにおいて、ICTにより集約的に妊産婦と胎児をモニタリングし、遠隔地から現場の若手医師等に対し適切な助言等を行う。これらの体制整備に必要な設備や運営経費に対する支援を行う。

**4****特定行為に係る看護師の研修制度の推進【一部新規】(再掲・9ページ)**

701百万円

「特定行為に係る看護師の研修制度」(平成27年10月1日施行)の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、研修を実施する指定研修機関の設置準備や運営に必要な経費を支援するとともに、研修を指導する指導者育成のための支援等を行う。

また、効率的に修了者を養成するための研修方法等について、指定研修機関における取り組みを検証するために必要な費用を支援する。

## ② 2024年度の医師への時間外労働上限規制導入に伴う、新たな医師の健康確保措置の仕組み等、医師の働き方改革の実現

**1****医師の労働時間短縮のための「評価機能」(仮称)の設置準備**

152百万円

個々の医療機関における医師の長時間労働の実態やタスク・シフティング等の労働時間短縮の取組状況を、地域医療提供体制も踏まえ、分析・評価する「評価機能」(仮称)の設置に向け、必要な専門人材の育成等を行うとともに「評価機能」(仮称)の設置準備を行う。

**2****長時間労働医師への面接指導実施に係る研修事業【新規】**

11百万円

医療機関は時間外労働が月100時間を超える長時間労働医師に対して健康確保のために毎月面接指導を実施することが義務付けられることになる。長時間労働医師が勤務する医療機関において、面接指導に必要な知識を習得した医師を早急に育成、確保するため、面接指導に係る研修の資材(eラーニング等)の開発及び研修の実施を行う。

**3****集中的技能向上水準の適用に向けた準備支援事業****46百万円**

医師の時間外労働の上限水準のうち一定期間集中的に特定高度技能の習得に関連する診療業務を行う医師を対象とする集中的技能向上水準（C－2）について、特定高度技能の審査を行うに当たって必要となる事項や審査方法等の検討を行い、申請様式、審査基準、審査方法等を策定するとともに、集中的技能向上水準（C－2）の特定高度技能の審査を行う。

**4****医療のかかり方普及促進事業****222百万円**

上手な医療のかかり方についてウェブサイト等を通じて国民への周知・啓発及び理解を促すとともに、医療関係者、企業、行政等関係者が一体となって国民運動を広く展開するためのイベントの開催等を行う。

**【令和2年度第三次補正予算案】****○ 全国の病院等を検索できる医療情報サイトの基盤構築経費****1, 207百万円**

新型コロナウイルス感染症への対応においても着目された院内感染対策に関する情報をはじめ、住民・患者が求める医療機関の情報を統一的に収集・管理・提供することで、住民・患者による医療機関の適切な選択の支援を目的とする医療情報サイトの基盤を構築する。

**③ 組織マネジメント改革の推進等****1****医療機関管理者を対象としたマネジメント研修事業****42百万円**

医師の働き方改革の推進に向け、病院長の意識改革や勤務環境・処遇などの労務管理に関するマネジメント能力の向上を図るため、国立保健医療科学院等において、地域医療におけるリーダーの育成や病院長向けの研修を実施する。

**2****医療勤務環境改善好事例普及展開事業【新規】****10百万円**

医療機関におけるタスク・シフティングやタスク・シェアリング等の勤務環境改善や労働時間短縮にかかる先進的な取組を収集し、その好事例を全国に共有するとともに、普及の促進を図るため、好事例を実施している医療機関による講演等を行う。

**3****女性医療職に関する取組****192百万円****① 女性医師支援センター事業****141百万円**

平成19年1月30日に開設した女性医師バンクにおいて、再就業を希望する女性医師の就職相談及び就業斡旋等の再就業支援を行う。

また、女性医師の再就業における講習会等を開催し、女性医師の離職防止及び再就業支援を図る。

**② 女性医療職等の働き方支援事業****52百万円**

出産・育児・介護等における女性医師等をはじめとした医療職のキャリア支援を行う医療機関を普及させるため、中核的な役割を担う拠点医療機関の構築に向けた支援を行う。

※この他、女性医療職等の離職防止及び再就業を促進するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、病院内保育所の運営費や施設整備に対する支援を実施。

**IV. データヘルス改革の推進**

医療サービス提供の基盤となるデータ利活用のため、保健医療情報を医療機関等で確認できる仕組みを推進する。

**1****データヘルス改革の推進****449百万円**

保健医療情報を本人や本人の同意を得た全国の医療機関等で確認できる仕組みに関し、今後の情報項目の更なる拡充に向け、2020年中を目途に具体化する工程を踏まえ、必要な実証事業等を行う。

※ なお、令和元年度に予算措置された医療情報化支援基金により、医療機関が相互に連携可能な「標準化された電子カルテ情報及び交換方式」を備えた電子カルテ等の導入を支援する。

**【令和2年度第三次補正予算案】****○ 保健医療情報拡充システム開発事業****970百万円**

保健医療情報を本人や本人の同意を得た全国の医療機関等で確認できる仕組みの対象となる情報項目を手術の情報などに拡大するため、必要なシステム改修を行う。

## V. 高い創薬力及び医療機器開発力を持つ産業構造への転換

医薬品産業を高い創薬力を持つ産業構造へ転換するため、医療系ベンチャーの振興や革新的バイオ医薬品及びバイオシミラーの開発支援を拡充する。併せて、今般の新型コロナウイルス感染症を踏まえた医療機器に係る課題等を検討し、国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する基本計画に反映する。

### 1 医療系ベンチャー振興施策の推進

443百万円

厚生労働大臣の私的懇談会である「医療のイノベーションを担うベンチャー企業の振興に関する懇談会」の報告に基づき、「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット」の開催や、医療系ベンチャーが抱える課題に対して、研究開発、知財、薬事・保険、経営管理、国際展開等、豊富な知見を有する国内外の人材（サポート人材）により総合的な支援を行うとともに、知財や市場性に関する調査等を行い、事業戦略づくりを支援する。

また、大企業やアカデミアとの人材交流を活発化させるなど、医療系ベンチャーの人材確保を支援する。

さらに、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和2年7月17日閣議決定）にも記載された2021年度に集中開催することを目指す「グローバル・ベンチャーサミット（仮称）」の枠組みを活用し、経済産業省等と連携して、これまでのサミットで培われた人的ネットワークをさらに発展させるイベントを開催することにより、医療系ベンチャーのより一層の振興を図る。

### 2 バイオ医薬品開発促進事業

44百万円

革新的バイオ医薬品及びバイオシミラーに関する研修内容の充実を行うこと等により開発支援の拡充を行うとともに、医療従事者及び患者・国民に対してバイオシミラーの理解の促進を図る。

### 3 次世代医療機器拠点連携基盤整備等事業

193百万円

前身である、国産医療機器創出促進基盤整備等事業での成果を活用し、各拠点の連携を強化することに加えて、本事業で新たに採択した拠点医療機関の整備を継続的に支援することで、企業の開発人材が医療ニーズに対する理解を深め、医療機器開発をさらに加速させることにより、産業化を推進する。

## VII. 医療の国際展開の推進

経験と知見を活かして、我が国の医療に関する技術・制度・製品の国際展開を推進するとともに、外国人患者が我が国で安心して医療を受けられる環境の整備を着実に進めること。

1

### 医療の国際展開の推進

1, 339百万円

医療技術や医薬品、医療機器に関連する人材育成、日本の経験・知見を活かした相手国の医療・保健分野の政策形成支援を行うため、我が国の医療政策等に関する有識者や医師等医療従事者の諸外国への派遣、諸外国からの研修生の受け入れ等を実施する。

また、企業によるWHO事前認証等の取得支援を行うことで、日本製品の海外展開を推進する。

2

### 外国人患者の受入環境の整備

1, 079百万円

医療機関における多言語コミュニケーション対応支援や、地方自治体における医療機関等からの相談にワンストップで対応するための体制整備支援などの取組を通じ、外国人患者が安心して医療を受けられる環境の整備を進める。

過去に医療費の不払等の経験がある外国人に対して厳格な入国審査を実施するための仕組みに協力することにより、医療機関等が安心して外国人に医療を提供できる環境を整備する。

#### 【令和2年度第三次補正予算案】

##### ○ 外国人患者の受け入れのための医療体制確保事業（再掲・4ページ）

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 1. 2兆円の内数

[健康局予算案に計上]

外国人患者受入医療機関等に対し、宗教・文化対応等を含む外国人患者の受け入れに必要な費用の支援を行う。

##### ○ 新型コロナウイルス感染症患者相談・受け入れ施設に対する電話通訳サービス事業（再掲・4ページ）

296百万円

[健康局予算案に計上]

外国人患者を受け入れる医療機関等に対して、多言語の電話通訳サービスを提供する。

# 令和3年度税制改正の大綱の概要

(令和2年12月21日閣議決定)

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設ける。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設する。加えて、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例の延長等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

## 個人所得課税

### ○ 住宅ローン控除の特例の延長等

- ・控除期間 13 年の特例の適用期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得金額 1,000 万円以下の者について面積要件を緩和する ( $50\text{ m}^2$ 以上→ $40\text{ m}^2$ 以上)。
- ・この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

### ○ セルフメディケーション税制の見直し

- ・対象をより効果的なものに重点化し、手続を簡素化した上で 5 年延長する。

### ○ 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

- ・国や自治体からの子育てに係る助成（ベビーシッター・認可外保育施設の利用料等）について、子育て支援の観点から、非課税とする措置を講ずる。

### ○ 退職所得課税の適正化

- ・勤続年数 5 年以下の法人役員等以外の退職金についても、雇用の流動化等に配慮し、退職所得控除額を控除した残額のうち 300 万円を超える部分について 2 分の 1 課税を適用しない。

## 資産課税

### ○ 國際金融都市に向けた税制上の措置

- ・就労等のために日本に居住する外国人が死亡した際、その居住期間にかかわらず、外国に居住する家族等が相続により取得する国外財産を相続税の課税対象としない。

### ○ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

- ・非課税枠（1,500 万円／令和3年4月以降縮小）を令和3年末まで据え置く（面

積要件について、住宅ローン控除と同様の措置を講ずる)。

○ 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

- ・節税的な利用を防止する観点から、受贈者が贈与者の孫等である場合の贈与者死亡時の残高に係る相続税額への2割加算の適用等、所要の見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

○ 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

- ・宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。
- ・その上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

## 法人課税

○ 産業競争力強化に係る措置

- デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設

- ・「つながる」デジタル環境の構築（クラウド化等）による事業変革を行う場合に、税額控除（5%・3%）又は特別償却（30%）ができる措置を創設する。

- カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

- ・カーボンニュートラルに向け、脱炭素化効果の高い先進的な投資（化合物パワーハーフ導体等の生産設備への投資、生産プロセスの脱炭素化を進める投資）について、税額控除（10%・5%）又は特別償却（50%）ができる措置を創設する。

- 活発な研究開発を維持するための研究開発税制の見直し

- ・厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業の税額控除の上限を引き上げる（現行：25%→30%）とともに、インセンティブを高めるための控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引下げ（現行：6%→2%）を行う。

- ・クラウド環境で提供するソフトウェアなどの試験研究に要した費用について、研究開発税制の対象とするほか、所要の見直しを行う。

- コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

- ・雇用環境の悪化に対応するため、新規雇用拡大・教育訓練支援に着目した形に見直しを行う。

- 繰越欠損金の控除上限の特例

- ・コロナ禍の厳しい経営環境の中、赤字であっても果敢に前向きな投資（※）を行う企業に対し、その投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%（現行：所得の金額の50%）とする特例を創設する。

（※）カーボンニュートラル、DX、事業再構築・再編等

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 株式対価M&amp;Aを促進するための措置の創設           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得するM&amp;Aについて、対象会社株主の譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置を講ずる。</li> </ul> </li> <li>○ 国際金融都市に向けた税制上の措置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等の役員に対し支払われる業績連動給与について、一定の要件の下、損金算入を可能とする。</li> </ul> </li> <li>○ 中小企業の支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 中小企業向け投資促進税制等の延長               <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業投資促進税制等を延長するとともに、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種を中小企業投資促進税制に統合する。</li> </ul> </li> <li>- 所得拡大促進税制の見直し               <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用者全体の給与等支給額に着目した要件に見直す。</li> </ul> </li> <li>- 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設               <ul style="list-style-type: none"> <li>・M&amp;Aを実施する中小企業者の投資リスクに備える準備金制度を創設するとともに、前向きな投資を推進するための措置等を講ずる。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
--

## 消費課税

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車体課税           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車重量税のエコカー減税及び自動車税・軽自動車税の環境性能割について、新たな2030年度燃費基準の下での区分の見直し等、所要の措置を講ずる。</li> <li>・環境性能割の臨時の軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年末までの取得を対象とする。この措置による減収については、全額国費で補填する。</li> <li>・グリーン化特例（軽課）は、重点化等を行った上で2年間延長する。</li> </ul> </li> <li>○ 金密輸に対応するための消費税の仕入税額控除制度の見直し           <ul style="list-style-type: none"> <li>・金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として保存することとされている本人確認書類のうち、一定の書類をその対象から除外する。</li> </ul> </li> </ul>
---

## 国際課税

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際金融都市に向けた税制上の措置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・リミテッド・パートナーシップの投資家である外国組合員に対する課税の特例について、持分割合要件等の見直しを行う。</li> </ul> </li> </ul>
--

## **東日本大震災からの復興支援のための税制**

### **○ 復興支援のための税制上の措置**

- ・福島国際研究産業都市区域の 15 市町村を対象とした福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例及び特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例の創設等を行う。

## **納税環境整備**

### **○ 税務関係書類における押印義務の見直し**

- ・税務署長等に提出する国税関係書類において、実印・印鑑証明書を求めている手続等を除き、押印義務を廃止する。

(※) 地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても同様とする。

### **○ 電子帳簿等保存制度の見直し等**

- ・経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に見直す。また、スキヤナ保存制度については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続き・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん抑止のための措置を講ずる。

### **○ 地方税共通納税システムの対象税目の拡大**

- ・地方税共通納税システムの対象税目について、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子納付を可能とする。

### **○ 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化**

- ・特別徴収税額通知（納税義務者用）について、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、eLTAX 及び特別徴収義務者を経由して電子的に送付するものとする。

### **○ 国際的徴收回避行為への対応**

- ・徴収共助の要請が可能な国に財産を所有する滞納者が行う徴收回避行為に適切に対応するため、滞納処分免脱罪及び第二次納税義務の適用対象を見直す。

## **関税**

### **○ 暫定税率等の適用期限の延長等**

- ・令和 2 年度末に適用期限の到来する暫定税率（416 品目）の適用期限を 1 年延長する等の措置を講ずる。

### **○ 個別品目の関税率の見直し**

- ・ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋について、暫定税率を無税とする等の措置を講ずる。

## 令和3年度税制改正の大綱

〔令和2年12月21日  
閣議決定〕

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設ける。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設する。加えて、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例の延長等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

### 一 個人所得課税

#### 1 住宅・土地税制

(国 税)

[拡充等]

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の特例措置を講ずる。

① 住宅の取得等で特別特例取得に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び当該控除の控除期間の3年間延長の特例を適用できることとする。

(注) 上記の「特別特例取得」とは、その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等で、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める期間内にその契約が締結されているものをいう。

イ 居住用家屋の新築 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間

ロ 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増改築等 令和2年12月1日

- ニ 非課税口座内上場株式等移管依頼書
- ホ 未成年者口座非課税口座間移管依頼書
- ヘ 特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書
- ト 勘定の変更等に係る非課税口座異動届出書
- チ 非課税口座移管依頼書

(2) 平成 29 年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を令和 3 年 4 月 1 日において開設している居住者等で、同日においてその者の個人番号を当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に告知していないものについて、令和 3 年分以後の非課税管理勘定又は累積投資勘定を設定するための手続を設ける。

(8) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）について、次に掲げる書類の書面による提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供の際に併せて行うこととされている住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信を不要とする。

- ① 未成年者口座廃止届出書
- ② 未成年者口座内上場株式等移管依頼書
- ③ 特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書
- ④ 未成年者口座移管依頼書

(9) エンジェル税制（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例、特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）の適用対象となる沖縄振興特別措置法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を 1 年延長する。

#### [縮減]

特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象から、特定保有株式を除外する。

### 3 租税特別措置等

#### (国 税)

#### [延長・拡充等]

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディ

ケーション税制)について、次の措置を講じた上、その適用期限を5年延長する。

(1) 本特例の対象となる医薬品の範囲について、次の見直しを行う。

① 所要の経過措置（5年未満の必要範囲内）を講じた上、対象となるスイッチOTC医薬品から、療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものを除外する。

② スイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又是一般用医薬品（スイッチOTC医薬品を除く。）で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるもの（3薬効程度）を対象に加える。

（注1）上記の具体的な範囲については、専門的な知見を活用して決定する。

（注2）上記の改正は、令和4年分以後の所得税について適用する。

(2) 健康保険法等の規定に基づき行われる健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類（以下「取組関係書類」という。）については、確定申告書への添付又は確定申告書の提出の際の提示を不要とする。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、当該取組関係書類の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあつたときは、その適用を受ける者は、当該取組関係書類の提示又は提出をしなければならないこととする。

（注1）確定申告書の提出の際に添付すべき医薬品購入費の明細書には、その取組に関する事項を記載しなければならない。

（注2）上記の改正は、令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用する。

(地方税)

[延長・拡充等]

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、本特例の対象となる医薬品の範囲に係る次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長する。

(1) 所要の経過措置（5年未満の必要範囲内）を講じた上、対象となるスイッチOTC医薬品から、療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものを除外する。

(2) スイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般用医薬品（スイッチOTC医薬品を除く。）で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるもの（3薬効程度）を対象に加える。

（注1）上記の具体的な範囲については、専門的な知見を活用して決定する。

（注2）上記の改正は、令和5年度分以後の個人住民税について適用する。

#### [廃止・縮減等]

(1) 農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例について、国税における見直しを踏まえて所要の措置を講じた上、農業経営基盤強化準備金制度の適用期限を2年延長する。

(2) 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例は、適用期限の到来をもって廃止する。

## 4 その他

### （国 税）

(1) 国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税を課さないこととする。

(2) 確定拠出年金法施行令の改正を前提に、確定拠出年金制度について次の見直し等が行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。

① 確定給付企業年金制度の加入者の企業型確定拠出年金の拠出限度額（現行：月額2.75万円）を、月額5.5万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額とする。

② 確定給付企業年金制度の加入者の個人型確定拠出年金の拠出限度額（現行：月額1.2万円）を、月額5.5万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額（月額2万円を上限）とする。

### （3）退職所得課税の適正化

① その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の下での勤続年数が5年以下である者が当該退職手当等の支払者から当該勤続年数に対応するもの

# 令和3年度 税制改正の概要 (厚生労働省関係)

令和2年12月  
厚生労働省



※1 各項目名は、厚生労働省として税制改正を要望した事項の名称を用いている

※2 \*を付している項目は他省庁が主管の項目

## 健康・医療

### ○ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の延長に伴う税制上の所要の措置

[所得税、個人住民税](P6)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の改正を前提に、同法の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等について、引き続き所得税等を課さないこととする。

### \* ○ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充 [所得税、法人税、法人住民税](P7)

研究開発税制(法人税額から試験研究費の一部を控除できる制度)について、試験研究費の総額にかかる税額控除制度の見直し、控除税額の上限の上乗せ特例等の適用期限の2年延長、共同研究の相手方の確認に係る運用の改善等の措置を講ずる。

### ○ 医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等 [所得税、法人税](P8)

医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置について、対象機器の見直しや、全身用CT及び全身用MRIの配置効率化等を促す措置を講じた上、制度の適用期限を2年延長する。

### ○ 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の創設 [登録免許税](P9)

関係法令の改正を前提に、改正法の施行の日から令和5年3月31日までの間の措置として、医療機関の開設者が、共同再編計画(仮称)に基づき、医療機関の再編に伴い取得する土地又は建物の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率を軽減する措置を講ずる。

### ○ 社会医療法人の認定要件の特例的取扱い

[所得税、法人税、消費税、法人住民税、事業税、固定資産税、不動産取得税、都市計画税、地方消費税、特別土地保有税](P10)

救急医療等確保事業に係る業務の実績が一定の基準に適合することとの要件について、夜間等救急自動車等搬送件数及びへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等の基準値に係る特例を追加した後も、現行の社会医療法人に対する特例措置と同様の特例措置を講ずる。

- 薬機法改正による課徴金納付命令の導入に伴う所要の措置 〔法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税〕(P11)  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、同法の課徴金制度における課徴金及び延滞金について、損金・必要経費に算入しないこととする。
- セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の延長及び拡充 〔所得税、個人住民税〕(P12)  
セルフメディケーション税制について、対象をより効果的なものに重点化した上で、5年の延長を行う。あわせて、手続きの簡素化を図るとともに、本制度の効果検証を行うため、適切な指標を設定した上で評価を行い、次の適用期限の到来時にその評価を踏まえて制度の見直し等を含め、必要な措置を講ずる。

#### 『検討事項』

- 社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続 〔事業税〕(P13)
- 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続 〔事業税〕(P13)  
事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

#### 子ども・子育て

- \* ○ 子育て支援に要する費用に係る税制上の措置 〔所得税、個人住民税〕(P14)  
地方自治体等(※)が行う子育て支援に係るベビーシッターの利用料等の助成について、非課税とする。(※企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を含む。)
- 産後ケア事業に要する費用に係る税制措置の創設 〔消費税、地方消費税〕(P15)  
母子保健法の改正により創設される産後ケア事業として行われる資産の譲渡等につき、社会福祉事業に類するものとして、消費税を非課税とする。
- 児童扶養手当法の改正に伴う税制上の所要の措置 〔所得税、個人住民税〕(P16)  
年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の児童扶養手当法の児童扶養手当について、引き続き非課税措置、差押禁止措置等を講ずる。

# セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の延長及び拡充

(所得税、個人住民税)

## 1. 大綱の概要

少子高齢化社会の中では限りある医療資源を有効活用するとともに、国民の健康づくりを促進することが重要であり、国民が適切な健康管理の下、セルフメディケーション（自主服薬）に取り組む環境を整備することが、医療費の適正化にも資する。こうした観点から、セルフメディケーション税制について、対象をより効果的なものに重点化した上で、5年の延長を行う。具体的には、いわゆるスイッチOTC成分の中でも効果の薄いものは対象外とする一方で、とりわけ効果があると考えられる薬効（3薬効程度）については、スイッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充し、その具体的な内容等については専門的な知見も活用し決定する。あわせて、手続きの簡素化を図るとともに、本制度の効果検証を行うため、適切な指標を設定した上で評価を行い、次の適用期限の到来時にその評価を踏まえて制度の見直し等を含め、必要な措置を講ずる。

## 2. 改正内容

	項目	概要
1	5年間の延長	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 本税制は平成29(2017)年から令和3(2021)年末までの時限措置である。</li><li>○ セルフメディケーションに対するインセンティブ効果の維持・強化が重要であり、また政策効果の検証を引き続き実施することが必要であることから、<u>令和4(2022)年から更に5年間の延長(2022年～2026年)</u>を行う。</li></ul>
2	税制対象医薬品の範囲拡大	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 本税制は、「医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い医薬品」としてスイッチOTC医薬品を税制対象としているが、<u>税制のインセンティブ効果をより強化するために、以下の見直しを行う。(2022年分以後の所得税等に適用)</u> ① 所要の経過措置(5年未満)を講じた上で、対象となる<u>スイッチOTC医薬品から、医療費適正化効果が低いと認められるものを除外</u> ② <u>医療費適正化効果が著しく高いと認められる薬効</u>については、<u>対象をスイッチOTC以外にも拡大(3薬効程度)</u> ○ <u>対象とする医薬品の具体的な範囲</u>については、<u>今後、専門的な知見を活用して決定</u>。</li></ul>
3	手続きの簡素化	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 本税制は一定の取組の実施を証明する第三者作成書類(定期健康診断の結果通知表等)の提出を求めている。</li><li>○ 煩雑な手続きが本税制の利用を妨げているため、対面申請の場合もe-Taxと同様に<u>第三者作成書類は手元保管とし、確定申告書を提出する際の提示は不要</u>とする。(2022年以後の確定申告から適用)</li><li>○ e-Taxの場合も、レシート管理アプリ(スマートレシート等)との連携により<u>医薬品名の入力を省略</u>する等、入力手続きの簡素化を図る方策について、厚労省において引き続き検討。(非税制改正事項)</li></ul>

※延長・拡充による効果検証を行うため、適切な指標を設定した上で評価を行い、次の適用期限の到来時に必要な措置を講じる。